

概要版

玉名市人権教育・啓発 基本計画

一人ひとりの人権が尊重される
明るく住みよいまちづくりをめざして



市の鳥 しらさぎ



1

基本的な考え方

人権とは

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。(日本国憲法 第11条)

計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」といわれています。

平成19年（2007年）3月に新市の将来像を掲げた「第1次玉名市総合計画」を策定し、その基本目標の1つに「みんなで進める協働のまちづくり」を掲げ、①人権教育・啓発推進事業の実施、②人権教育・啓発活動の充実など、人権尊重社会の実現をめざして進めているところです。

これまでの取組みの成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の認識に立って、お互いに協力しながら、さらに入権意識を高めるための取組みを進めなければなりません。

そこで、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ具体的に推進するため、「玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定し、この計画をもとに人権尊重の精神をはぐくみ、人権尊重社会の実現をめざし、人権教育・啓発を進めていきます。



基本計画の目標

市民が主体的に学び、その成果を日常生活の中で具体的に生かす教育

- | | |
|-------------|--|
| 1 人権についての教育 | 人権を知識として身につけ、人間の尊厳を大切にする心を十分に育てます。 |
| 2 人権としての教育 | すべての人が自由な社会に参加できるよう、教育を受ける基本的な権利を保障します。 |
| 3 人権のための教育 | 人権が尊重される社会の確立をめざし、自分たちで解決しようとする積極的な関心・態度と、人権の擁護・伸長のための的確な技能をもつ人々を育てます。 |
| 4 人権を通じての教育 | 人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にする雰囲気を備えるようにします。 |

基本計画の意義

(1) 人権をめぐる現状を明らかにすること

行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが共通の認識をもち、人権意識の定着、啓発の課題について、現状を明らかにすることの必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと

「どういった内容のものに、どのようにして取り組むのか」といった取組みの方向を明確に示すことが重要です。

(3) 家庭、地域、企業・民間団体、学校及び行政などに期待される役割を明らかにすること

それぞれに期待される役割を明らかにするとともに、パートナーシップのもと、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

基本計画の性格

(1) 人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえたものであること

「人権教育・啓発推進法」に規定された、地方公共団体に求められている理念や施策の策定及び実施についての責務を、的確に反映させる必要があります。

(2) 旧市町行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること

「旧市町行動計画」及び「人権教育・啓発推進法」を基に、本市における重要課題などを踏まえ、内容を充実発展させたものとします。

2

人権課題の現状と取組み

同和問題

現 状 差別や偏見の解消に向けて、市民の正しい理解と認識を深める取組みがなされてきています。

取組み

- 学校や社会における人権・同和教育の充実
- 研究や実践、講演会、研修会などの実施



女性の人権

現 状 男女平等や男女共同参画の理念は浸透しつつありますが、「男性のほうが優遇されている」という意識をもつ人がまだ多く、そのことがドメスティック・バイオレンス（DV）など女性の人権を侵害するさまざまな問題につながっていると考えられています。

取組み

- 政策・方針決定の場への積極的な女性の参画の推進
- 暴力や人権侵害を許さない意識づくり
- 家庭と仕事・地域活動などが両立できる環境づくりなど、社会のあらゆる分野での男女共同参画の推進
- 相談体制の充実



子どもの人権

現 状 学校においては、言葉の暴力や心身に影響を与えるようないじめの報告があり、不登校などの問題も発生しています。さらに、インターネットや携帯電話の児童生徒への普及に伴い、ネット上の掲示板や電子メールを利用した誹謗中傷やいじめの問題も発生しています。また、家庭内においても、子どもに対する虐待などの問題が顕在化しています。

取組み

- 豊かな人間性をはぐくみ、命の大切さを実感できる「命の教育」の推進
- 社会参加・自立支援のための体験・交流学習や地域の人との交流などの推進
- 相談体制の充実及び関係機関との連携



高齢者の人権

現 状 安心して暮らせる長寿社会の実現をめざして、元気な高齢者を増やしていくための介護予防型のシステムや、地域で支えあえる体制づくりに取り組んでいます。一方では、高齢者に対するいじめ、暴力、財産奪取等の精神的・身体的虐待により、高齢者的人権が侵害されるという問題が発生しています。



取組み

- 高齢者的人権に配慮した生きがいをもてる社会づくりの推進
- 地域全体で高齢者を支えていく仕組みの充実
- 高齢者自身の主体的な社会参加を促進する環境づくりの充実
- 個々に対応した介護支援の推進や相談体制の整備

障がい者の人権

現 状 文化・情報面の障壁、偏見や障がい者に対する意識上の障壁などがあり、自立や社会参加が阻害されるという問題が発生しています。

取組み

- 誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり
- 福祉教育の充実による「心のバリアフリー（偏見や差別をなくすこと）」の推進
- 「障がい者の完全参加と平等」への理解と認識の向上



外国人の人権

現 状 国・地域・民族・宗教・文化等について正しく理解されていないことによって偏見や差別がおこり、医療や労働等の面で外国人が不当な扱いを受けることがあります。

取組み

- 異なる歴史や独自の文化を認め、尊重しあう社会の実現
- 学校教育などを通じての、諸外国との相互理解と地域国際化の促進



HIV・ハンセン病等をめぐる人権

現 状 HIV感染者やハンセン病回復者などをめぐっては、医学的に不正確な知識や思い込みにより、患者・家族等に対するさまざまな人権問題が生じています。

取組み ● 教育や保健活動を通しての、それぞれの病気に
関する正しい知識の普及と啓発



インターネットによる人権侵害

現 状 インターネットが急速に普及する中、他人を誹謗中傷したり、差別を助長した情報を掲載する、他人のプライバシーにかかる情報を公開するなどの行為がみられ、また、出会い系サイトに関するトラブルなどの被害が発生しています。

取組み ● 相談者に対する助言や情報提供
● 問題解決に対応した関係機関・団体との緊密な連携



さまざまな人権問題

現 状 犯罪被害者等の人権、水俣病患者をめぐる人権、北朝鮮によって拉致された日本人や二次的被害に遭っている在日朝鮮人の方々の人権問題など、多様化する社会情勢の中でさまざまな人権問題があり、人権侵害が発生しています。

取組み ● お互いの人権を尊重しあい、個人の尊厳が守られる「共生社会」の実現をめざした人権教育・啓発の推進



3

人権教育・啓発の推進

人権教育が単に知識の伝達のみに終わらず、一人ひとりの現実の態度や行動として現れることをめざします。

あらゆる場における人権教育・啓発



家庭

- 家庭内での人権意識や道徳観の育成・向上
- 家族のきずなを深め、家庭教育に取り組む意識を高める



地域社会

- 人権教育指導者の育成
- 人権の裾野を広げるネットワークの構築と拡大



学校等

- 幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権教育・啓発の推進
- 適応指導教室やスクールカウンセラーによる相談活動の充実



企業等

- 就職の機会均等を保障するための公正な採用選考の促進
- 企業における差別や人権侵害をなくし人権意識を高める

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

人権擁護に深い関わりをもつ市職員、教育関係者、医療関係者、福祉・保健関係者、マスメディア関係者などへの教育・研修の充実・強化を図ります。



人権教育・啓発の効果的な推進

- 多様な学習機会の提供と学習内容の充実
- 人材の育成
- 情報提供の充実・強化
- 相談体制の充実

玉名市家庭教育憲章

平成18年4月1日制定
玉名市教育委員会

玉名市に育つ子どもが、幸せな家庭の中で自己に誇りを持ち、
ふるさとを愛し、心身ともに健やかで、将来を担う人材に育つため、
ここに玉名市家庭教育憲章をさだめます。

[基本理念]

一、家庭は人づくりの源

家庭教育は すべての教育の出発点
子どもの健やかな成長を
願いはぐくみます

[コミュニケーションによる命の大切さ]

一、人と人とのふれあいを大事にし 他人に対する 思いやりの心で すべての生命の尊さを 大切にします

[責任ある子育て]

一、いつも子どもの姿をみつめ 正しいしつけと 責任ある子育てで 心身ともに 調和のとれた人間教育に 努めます

[社会との関わり]

一、家庭の教育力の向上をめざし 家族は 子どもを見守り 安全で安心した 社会生活をおくります

[幸せな家庭・自己確立]

一、笑顔の絶えない幸せな家庭の中で 子どもの個性や才能を伸ばし 未来をたくましく切り拓く 子どもをはぐくみます



計画の基礎となるもの

国 連	国・県	玉 名 市
●世界人権宣言 (1948)	●日本国憲法 (1947)	●「人権教育のための国連10年」 玉名市行動計画 (2001)
●人権教育のための 国連10年 (1995-2004)	●人権教育及び人権啓発の推 進に関する法律 (2000)	●玉名市差別をなくし人権を守る 条例 (2005)
●人権教育のための 世界計画 (2004)	●人権教育・啓発に関する基 本計画 (2002) ●熊本県人権教育・啓発基本 計画 (2004)	●玉名市差別をなくし人権を守る 審議会規則 (2005) ●玉名市家庭教育憲章 (2006) ●第1次玉名市総合計画 (2007)

玉名市人権教育・啓発基本計画（概要版）

平成20年（2008年）3月 発行：熊本県玉名市

市民環境部 人権啓発課

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木 163

TEL (0968) 75-1119 FAX (0968) 75-1166

教育委員会 社会教育課

〒865-0051 熊本県玉名市繁根木 88-1

TEL (0968) 75-1312 FAX (0968) 75-1164

玉名市ホームページ <http://www.city.tamana.lg.jp/>